

在宅人工呼吸器使用者自家発電装置等給付事業

在宅人工呼吸器使用者の災害時等の停電における安全・安心を確保するため
自家発電装置を給付します。

購入前に申請してください。購入後の申請は給付の対象になりません。

対象

※以下の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ① 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成している方
- ② 上記計画より、自家発電装置を準備する必要があることを確認できた方
- ③ 他の公的制度で自家発電装置給付の対象とならない方

給付物品

自家発電装置（家庭用カセットボンベ式）

*原則として人工呼吸器の外付けバッテリーの充電を目的とするものです。

*燃料は自己負担となります。

申請方法・手順

- ① 「申請に当たっての留意事項」をチェックし、対象となるかどうか確認。
- ② 希望する自家発電装置をリストから選択。
- ③ 「申請書」「申請に当たっての留意事項」を裏面【申請・問合せ先】まで提出。
(返信用封筒をご利用ください)
- ④ みなと保健所で申請書を受理後、審査を行います。災害時個別支援計画作成に係る関係機関へ確認を行うこともありますのでご了承ください。

裏面へ

申請後

- 給付が決定しましたら「自家発電装置等給付決定通知書」「自家発電装置等給付券」を送付します。
- その後、指定された業者から連絡がいきますので、納入日を決めてください。納入には、区関係者（保健師）等の立会いが必要です。あらかじめ区関係者等へお声掛けください。
- 納入後「自家発電装置等給付券」の受領欄の受領年月日、受領者氏名、対象者との関係を記入し【申請・問合せ先】に提出してください。

その他

- 災害時個別支援計画の更新時等を利用し、支援関係者等と年1回以上、自家発電装置の作動確認を必ず行ってください。
- 耐用年数は6年です。耐用年数を超え、かつ当該自家発電措置が壊れた場合に限り、再度給付を申請することができます。

【申請・問合せ先】

〒108-8315 港区三田1-4-10
みなと保健所 保健予防課地域医療連携担当
電話：03-6400-0080

